

福島県建築物耐震診断判定委員会設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は「福島県建築物耐震診断判定委員会」（以下「判定委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 判定委員会は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び「福島県既存建築物総合防災対策推進計画要綱」に基づく建築物の耐震診断を実施する受託機関（建築士事務所を含む。）の依頼により、診断業務の準備計算、入力データの適否、出力結果の評価及び考察などについて判定を行うことで診断技術の水準向上に寄与することを目的とする。

(判定内容)

第3条 判定委員会は、診断内容に関する基本的な考え方の統一化を図るため、次の事項について審査・判定を行う。

- (1) 解析時の部材のモデル化等を含め診断方法の適否の判定
- (2) 診断結果の評価の適否の判定
- (3) 総合的な見地からみた考察の適否の判定
- (4) 不適合箇所の補正依頼・指示
- (5) その他、診断に関し必要と認める事項

(判定委員会の構成)

第4条 判定委員会は次に掲げる者のうちから（一社）福島県建築士事務所協会長が委嘱する委員で構成するものとし、特別委員として建築行政職員を加えることができる。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) （一社）福島県建築士事務所協会の正会員及び正会員の推薦する職員

(委員長及び副委員長)

第5条 判定委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は判定委員会において選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第6条 委員長は、判定委員会の議長として会を主宰する。

2 委員長は、判定委員会を必要に応じ招集する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(庶務)

第7条 判定委員会の庶務は、(一社)福島県建築士事務所協会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、判定委員会の運営等に関する必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 8年7月15日から施行する。

2 この要綱は、平成25年7月12日より施行する。